

幼保連携型認定こども園  
の設置の認可に係る  
申請書及び添付書類

平成27年2月9日

青森市長 様

法人名  
住 所  
代表者氏名 印

幼保連携型認定こども園の設置の認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の幼保連携型認定こども園の設置の認可を受けたいので、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 幼保連携型認定こども園の名称
- 2 幼保連携型認定こども園の所在地
- 3 幼保連携型認定こども園の長となるべき者の氏名
- 4 教育及び保育の目標並びに主な内容
- 5 幼保連携型認定こども園において教育及び保育を行う子どもの数（利用定員）（単位：人）

人数	保育を必要とする子ども 以外の子ども（満3歳以上）				保育を必要とする子ども （満3歳以上）				保育を必要とする子ども （満3歳未満）				合 計
	5歳	4歳	3歳	計	5歳	4歳	3歳	計	2歳	1歳	0歳	計	

- 6 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号）第2条各号に掲げる事業のうち、幼保連携型認定こども園が実施する子育て支援事業

実施する事業	事業の内容
	相互交流の場の開設等による情報提供（第2条第1号）
	地域の家庭に対する情報提供・相談支援（第2条第2号）
	一時預かり的な事業（第2条第3号）
	子育て支援を受けることを希望する保護者と援助を行うことを希望する団体等との連絡・調整（第2条第4号）
	地域の子育て支援者に対する情報提供（第2条第5号）

※実施する事業に○を記入すること。

- 7 設備基準における移行特例適用の有無（有・無）※どちらかに○を記入すること。  
（有の場合、施設の名称と種類の別）

幼保連携型認定こども園の設置の認可申請書の添付書類

項目	番号	添付書類	申請者 確認欄	
職員 配置 ・ 職員 資格	1	職員配置計画表 (様式第2号)		
	2	職員名簿 (様式第3号)		
	2-1	職員に関する教育職員免許状、保育士証等資格を証明する書類 (写)		
	3	幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類 (様式第4号)		
	3-1	園長等の履歴書		
	4	誓約書 (様式第5号)		
施設 設備	5	施設概要調書 (様式第6号)		
	5-1	建物の建築確認通知書及び検査済証の写し		
	5-2	建物の登記簿謄本又は使用の権利を証明する書類		
	5-3	土地の登記簿謄本又は使用の権利を証明する書類		
	5-4	施設の案内図・配置図		
	5-5	建物の各階平面図・立面図		
	5-6	建物内外主要部分の写真		
	5-7	公図		
	5-8	所在図		
	5-9	地積測量図		
	5-10	他の施設と兼ねる設備の概要がわかる書類※		
	5-11	園具及び教具の一覧表等		
	6	施設整備調書 (様式第7号)		
	※	7	施設設備調書 (保育室等を2階に設置する場合) (様式第8号)	
		7-1	各項目について証明する写真や書類等の写し	
		8	施設設備調書 (保育室等を3階以上に設置する場合) (様式第9号)	
		8-1	各項目について証明する写真や書類等の写し	
		9	満3歳以上の園児に対する外部搬入実施に関する調書 (様式第10号)	
		9-1	満3歳以上の園児に対する外部搬入に係る受託業者との契約書の写し又は案	
		9-2	調理機能を有する設備の概要がわかる資料 (写真等)	
10		自園調理により食事を提供する園児が20人に満たない場合の調理設備に 関する調書 (様式第11号)		
10-1		調理設備の概要がわかる資料 (写真等)		
管理 運営		11	運営に関する計画書 (様式第12号)	
	12	教育及び保育に従事する職員の研修計画 (様式第13号)		
	13	研修計画表 (様式第14号)		
その 他	14	幼保連携型認定こども園の運営に関する規程 (園則)		
	15	経費の見積り及び維持方法を記載した書類		
	16	履歴事項全部証明書		

※…該当する園のみ提出

様式第2号

職員配置計画表

子どもの年齢 (3月31日時点での満年齢)	子どもの年齢ごとの人数		必要な職員の数(A) ※4	実配置職員数(B)	学級数(C)		学級担任数(D)※5
			・計算式 ①=a×1/3 ②=(b+c)×1/6 ③=d×1/20 ④=(e+f)×1/30		・職員 の常勤職員相当数(様式第4号による)を記載すること。	・満3歳児以上の園児について学級を編制すること。	
0歳	人	a	① 人	/			
1歳	人	b	② 人				
2歳	人	c					
3歳	人	d	③ 人		学級	人	
4歳	人	e	④ 人		学級	人	
5歳	人	f			学級	人	
計	人		合計: 人	人	学級	人	
必要とする職員数			人				

※1 この表において配置する職員は、副園長・教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録を受けたものに限る。下線部は青森市幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行日から5年間、「又は」とすることができる。）、保育教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児の教育及び保育に直接従事する職員であること。

※2 実配置職員数(B)は必要な職員の数(A)以上とすること。

※3 ①から④までの計算は小数点第2位以下を切り捨てること。園全体で必要とする職員数を算出する場合は、合計の小数点第1位を四捨五入すること。

※4 学級担任数(D)は、学級数(C)以上の配置とすること。

※5 必要とする職員数について、園長が専任でない場合は、1人追加した人数を記載すること。

様式第3号

職員名簿

(1) 園長、副園長（教頭）、保育教諭等（主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭）、助保育教諭及び講師

番号	職名(※1)	氏名	従事内容(※2)		勤務形態(※3)	修了確認期限若しくは有効期間満了日又は資格取得年月日(※4)		摘要(※5、6)
			学級担任	勤務時間帯		教諭免許状	(平) . . .	
	園長				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 <hr/> <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状 登録番号	(平) . . .	
	副園長(教頭)				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任 <hr/> <input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状 登録番号	(平) . . .	
	主幹保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状 登録番号 保育士資格 登録番号	(平) . . .	
	指導保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状 登録番号 保育士資格 登録番号	(平) . . .	
	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状 登録番号 保育士資格 登録番号	(平) . . .	

( 枚目)

番号	職 名 (※1)	氏 名	従 事 内 容 (※2)		勤務形態 (※3)	修了確認期限若しくは 有効期間満了日又は 資格取得年月日 (※4)		摘 要 (※5、6)
			学級 担任	勤 務 時 間 帯				
	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	(平) . . .	
						登録番号		
	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	保育士資格	(昭.平) . . .	
						登録番号		
	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	(平) . . .	
						登録番号		
	保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	保育士資格	(昭.平) . . .	
						登録番号		
	助保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	(平) . . .	
						登録番号		
	助保育教諭				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	保育士資格	(昭.平) . . .	
						登録番号		
	講師				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	教諭免許状	(平) . . .	
						登録番号		
	講師				<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤	保育士資格	(昭.平) . . .	
						登録番号		

〔記入上の注意〕

- (※1) 園長、副園長（教頭）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師は職務分担表等に基づき記入すること。
- (※2) 学級ごとに担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（以下「保育教諭等」という。）を1人以上置き、該当者は学級担任の欄に○をつけること。  
保育教諭等に係る従事内容欄は、担当する園児の年齢区分を記載すること。  
学級ごとに担当する保育教諭等の配置について、特別の事情があるときは、当該保育教諭等は専任の副園長（教頭）が兼ね、又は学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。  
園児の教育及び保育に直接従事する職員の数は、常時2人以上とすること。
- (※3) 専任、兼任の別、及び常勤、非常勤の別をチェックすること。園児の教育及び保育に直接従事する職員は他の施設の職員と兼ねることができない。  
・常勤…各施設の就業規則で定める勤務時間を通じて勤務する形態。  
・非常勤…各施設の就業規則で定める勤務時間の一部を勤務する形態。
- (※4) 園長、副園長（教頭）は、教諭の専修免許状又は一種免許状の修了期限確認日若しくは有効期間満了日、保育士資格については資格取得日を記載すること。  
保育教諭等は、幼稚園の教諭免許状の修了期限確認日若しくは有効期間満了日、保育士資格については資格取得日を記載すること。  
別途、免許状の写し等、資格を証明する資料（園長、副園長（教頭）は、免許状の写し等の他、「幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類（様式第4号）」を添付すること。
- (※5) 園長、副園長（教頭）において教諭免許状と保育士資格の両方を有していない場合、摘要欄に「特例」と記載し、「幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類（様式第4号）」を添付すること。
- (※6) 副園長（教頭）で幼稚園の教諭免許状を有し、園児の教育及び保育に直接従事する場合は、摘要欄に「幼稚園教諭」と記載し、従事内容欄に担当する園児の年齢区分及び従事する時間帯を記載すること。学級担任を兼ねる場合は、従事内容欄に「学級担任」と記載すること。

(教育・保育に従事する職員の常勤職員相当数計算表)

配置職員		1か月当たりの勤務時間数の合計①	常勤換算値	常勤職員相当数
常勤	人			
非常勤	人	時間	人	人

○常勤職員の1か月の勤務時間数②

\_\_\_\_\_ 時間

[記入上の注意]

(※1) 常勤職員は実人数、非常勤職員は常勤換算値により算定すること。

(※2) 非常勤職員を必要とする職員数の一部に充てる場合の条件は、次のとおりとすること。

①学級担任は専任かつ常勤の者とすること

②常勤の教育・保育に従事する者が各組や各グループに1名以上（乳児を含む各組や各グループであって当該組・グループに係る配置基準上の定数が2名以上の場合は、1名以上ではなく2名以上）配置されていること

③常勤の教育・保育に従事する者に代えて非常勤の教育・保育に従事する者を充てる場合の勤務時間数が、常勤を充てる場合の勤務時間数を上回ること

(※3) 教育・保育に従事する職員のうち非常勤職員については、常勤換算値（次の式による）を記載すること。

$$\text{常勤換算値} = \frac{\text{常勤職員以外の教育・保育に従事する者の1か月の勤務時間数の合計①}}{\text{園則等の就業規則で定める常勤職員の1か月の勤務時間数②}}$$

※小数点第1位を四捨五入

(※4) 常勤職員相当数は、様式第2号の「実配置職員数」の欄と同じ数とすること。

(2) 調理員、養護教諭等（主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭）

番号	職名(※1)	氏名	従事内容	勤務形態(※2)	保有資格名(※3)	修了確認期限若しくは有効期間満了日又は資格取得年月日(※4)
	調理員			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
	主幹養護教諭			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
	養護教諭			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
	養護助教諭			<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .

〔記入上の注意〕

(※1) 職務分担表等に基づき記入すること。

(※2) 専任、兼任の別をチェックすること。

(※3) 調理員は、栄養士等の資格を取得している場合に記載すること。養護教諭等の資格を記載し、別途、免許状の写し等、資格を証明する資料を添付すること。

(※4) 養護教諭等は、教諭免許状の修了期限確認日若しくは有効期間満了日を記載し、それ以外の者は資格取得年月日を記載すること。

(※5) 満3歳以上の園児に対する給食の外部搬入を行う場合、調理員は設置しないことができる。(外部搬入の実施について、様式第10号を作成すること。)

(3) 事務職員、用務員等その他必要な職員

番号	職名(※1)	氏名	従事内容	勤務形態(※2)	保有資格名(※3)	資格取得年月日
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .
				<input type="checkbox"/> 専任 <input type="checkbox"/> 兼任		(昭.平) . .

[記入上の注意]

(※1) 職務分担表等に基づき記入すること。

(※2) 専任、兼任の別をチェックすること。

(※3) 業務に必要な資格等について記載し、別途、資格を証明する資料を添付すること。

(業務に必要な資格等の例：園のバス運転業務⇒中型自動車免許等)

幼保連携型認定こども園の園長等の資格に関する書類

	幼保連携型認定こども園の 長（※副園長、教頭）の氏名	
就学前の子どもに関する法律施行規則第 12 条 に関する法律施行規則第 12 条 教育、 保育等の総合的な提供の推進	1 現在有している資格	・教諭の専修免許状又は一種免許状 （ 修了確認期限若しくは有効期間満了日 ） （ 平成 年 月 日 ） ・保育士資格 （資格取得年月日：（ 昭 . 平 ） 年 月 日）
	2 施行規則第 1 2 条に規定する職の経験について	
就学前の子どもに関する法律施行規則第 13 条 に関する法律施行規則第 13 条 教育、 保育等の総合的な提供の推進	運営上の必要 及び施行規則第 1 2 条に規定する資格者と同等の能 を有すると認められる事 について	

※園長、副園長（教頭）それぞれについて、1 部ずつ作成し、履歴書を添付すること。

( )

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則 ( )

第12条 園長の資格は、教育職員免許法(昭和24年法律第147号)による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に5年以上あることとする。

(1) 学 教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学 及び同法第124条に規定する専修学 の 長(幼保連携型認定こども園の園長を含む。)の職

(2) 学 教育法第1条に規定する学 及び幼保連携型認定こども園の教 、 教 (学 教育法の一部を する法律(平成17年法律第83号)による 前の学 教育法第58条第1項及び第70条第1項に規定する助教 を含む。)、助教、副 長(幼保連携型認定こども園の副園長を含む。)、教頭、主幹教諭(幼保連携型認定こども園の主幹養護 教諭及び主幹栄養教諭を含む。)、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師(常時勤務の者に限る。))及び同法第124条に規定する専修学 の教員(以下この条において「教員」という。)の職

(3) 学 教育法第1条に規定する学 及び幼保連携型認定こども園の事務職員(単 なる労務に 用される者を く。以下この条において同じ。)、実 助 、 指導員(学 教育法の一部を する法律(平成13年法律第105号)による 前の学 教育法第73条の3第1項に規定する を含む。))及び学 栄養職員(学 給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第6条に規定する施設の当該職員を含む。)の職

( ) 学 教育法等の一部を する法律(平成19年法律第96号)第1条の規定による 前の学 教育法第94条の規定により された従前の法令の規定による学 及び 教員養成 学 制(昭和21年 令第208号)第1条の規定による教員養成 学 の長の職

( ) 前号に掲げる学 及び教員養成 学 における教員及び事務職員に相当する者の職

(6) 外 に在 する 人の子 のための在外教育施設で、文部科学 が小学 、中学 又は 等学 の 程と同等の 程を有するものとして認定したものにおける第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職

( ) 前号に規定する職の か、外 の学 における第1号から第3号までに掲げる者に準ずるものの職

( ) 年 法(昭和23年法律第169号)による 年 又は児童福祉法による児童自立支援施設(児童福祉法等の一部を する法律(平成9年法律第74号) 則第7条第1項の規定により証明書を 行することができるもので、同条第2項の規定によりその例によることとされた同法による 前の児童福祉法(以下この号において「 児童福祉法」という。)第48条第4項た し書の規定による指定を受けたものを く。))において 教育又は指導を担当する者( 児童福祉法第44条に規定する 護 (同法第48条第4項た し書の規定による指定を受けたものを く。))において指導を担当する者を含む。)の職

( ) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を 成する保育機能施設の長の職

(10) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を 成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

(11) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設及び法第3条第3項に規定する連携施設を 成する保育機能施設の事務職員の職

(12) 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業、同条第10項に規定する小規 保育事業、同条第11項に規定する 型保育事業及び同条第12項に規定する事業所内保育事業(以下この条において「家庭的保育事業等」という。)の管理者の職

(13) 家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

(1 ) 家庭的保育事業等における事務職員の職

(1 ) 第1号から前号までに掲げるものの か、 又は地方公 団体に於いて教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学 において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。)若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する 家公務員又は地方公務員(単 なる労務に 用される者を く。)の職

(16) 外 の 公 における前号に準ずるものの職

## 誓約書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第1項の幼保連携型認定こども園の設置の認可申請を行うに当たり、下記の事項について誓約します。

### 記

- 1 申請者及びその員等が、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号に掲げる基準に該当しないこと。
- 2 青森市子どもの権利条例（平成24年青森市条例第73号）の基本的な考え方をまえつつ、園児の人權に配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行うこと。
- 3 設置者及び職員は、役員（青森市役員条例（平成23年青森市条例第33号）第2条第2号に規定する役員をいう。以下同じ。）又は役員と法的に非難されるべき関係にある者のいずれにも該当せず、また、役員においても該当しないこと。
- 4 園児の、役員、役員又は入園に要する費用を担するかにかよって、別取扱いをしないこと。
- 5 職員は、園児に対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他当該園児の利益を害する行為をしないこと。
- 6 園長は、児童福祉法第47条第3項の規定により役員に関し園児の福祉のために必要な措置をとるときは、身体的虐待を避け、人格を尊重する等その権限を逸用しないこと。
- 7 園具及び教具を常に整備し、補充すること。
- 8 園児が園児の状況によって履修することが可能な各教科について、その園児の状況に適合するように指導すること。

平成 年 月 日

青森市長 様

〔設置者（法人）の所在地〕  
住 所

〔設置者（法人）の名称及び代表者の氏名〕

（ ）  
氏 名

生年月日（ ） 年 月 日

( )

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 ( )

## 第17条

2 府知事は、前項の設置の認可の申請があったときは、第13条第1項の条例で定める基準に適合するかどうかを査するか、次に掲げる基準によって、その申請を査しなければならない。

- (1) 申請者が、この法律その他の福祉若しくは学教育に関する法律で令で定めるものの規定により の に られ、その 行を わり、又は 行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (2) 申請者が、労働に関する法律の規定であって令で定めるものにより の に られ、その 行を わり、又は 行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- (3) 申請者が、第22条第1項の規定により認可を取り され、その取 しの日から 算して5年を経 しない者であるとき。た し、当該認可の取 しが、幼保連携型認定こども園の認可の取 しのうち当該認可の取 しの 分の理 となった事実及び当該事実の 生を するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状 その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた 任の程 を して、この号本文に規定する認可の取 しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を く。
- ( ) 申請者が、第22条第1項の規定による認可の取 しの 分に係る行 法第15条の規定による通知があった日から当該 分をする日又は 分をしないことを 定する日までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の をした者(当該 について相当の理 がある者を く。)で、当該幼保連携型認定こども園の の認可の日から 算して5年を経 しないものであるとき。
- ( ) 申請者が、第19条第1項の規定による検査が行われた日から 定 定日(当該検査の に基づき第22条第1項の規定による認可の取 しの 分に係る を行うか かの 定をすることが見 まれる日として主務省令で定めるところにより 府知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に前項の規定による幼保連携型認定こども園の をした者(当該 について相当の理 がある者を く。)で、当該幼保連携型認定こども園の の認可の日から 算して5年を経 しないものであるとき。
- (6) 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し 又は しく 当な行 をした者であるとき。
- ( ) 申請者の 員又はその長のうちに次のいずれかに該当する者があるとき。

以上の に られ、その 行を わり、又は 行を受けることがなくなるまでの者

第1号、第2号又は前号に該当する者

第22条第1項の規定により認可を取り された幼保連携型認定こども園において、当該取 しの 分に係る行 法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の 員又はその園長であった者で当該取 しの日から 算して5年を経 しないもの(当該認可の取 しが、幼保連携型認定こども園の認可の取 しのうち当該認可の取 しの 分の理 となった事実及び当該事実の 生を するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状 その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた 任の程 を して、この号に規定する認可の取 しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を く。)

第4号に規定する期間内に前項の規定により した幼保連携型認定こども園(当該 について相当の理 がある幼保連携型認定こども園を く。)において、同号の通知の日前60日以内にその設置者の 員又はその長であった者で当該 の認可の日から 算して5年を経 しないもの

3 7

## 施設概要調書

### 1 園 及び園庭の状

#### (1) 園

項 目	摘 要	備
園 と園庭 の位置関係	<input type="checkbox"/> 同一 地内 <input type="checkbox"/> 接 地内 <input type="checkbox"/> その他	「その他」の場合は、「施設整備 調書（様式第7号）」中、追加の 園庭設置に係る移行特例の部分 を記載し、提出すること。
園 の	① _____ ②階数 平 ・ _____ 階建 ③ ( 建築物・準 建築物・その他)	建物の建築確認通知書及び検査 済証の写しを添付すること。
園 の利用 形態	<input type="checkbox"/> 自 所有 <input type="checkbox"/> (期間 年) <input type="checkbox"/> その他	建物の登記簿謄本又は使用の権 利を証明する書類を添付するこ と。

#### (2) 土地

・土地の利用形態について  自 所有  ( 年)  その他

※土地の登記簿謄本又は使用の権利を証明する書類を添付すること。

#### (3) 面積関係

項 目	摘 要	備
園 の 建 築 面 積 ※「施設整備調書 (様式第7号)」と 同じ数 となる。		次の書類を添付すること。 ①施設の案内図・配置図 ②建物の各階平面図・立面図 ③建物内外主要部分の写真
園 庭 の 面 積		次の書類を添付すること。 ①公図②所在図③地積測量図
そ の 他		

## 2 設備の状

室・設備の名称	室数	設置階	面積	備	
保 室	室	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> <li>保 室と職員室を兼用する場合は一方のみに記載すること。</li> </ul>	
職 員 室	室				
小 計	室				
乳 児 室	室	<input type="checkbox"/> 1階		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置階にチェックを入れること。</li> <li>2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> </ul>	
く 室	室	<input type="checkbox"/> 2階			
小 計	室	<input type="checkbox"/> 3階以上			
保 育 室	室	<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置階にチェックを入れること。</li> <li>2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> <li>兼用の場合は一方のみに記載すること。</li> <li>満3歳以上の園児が利用する保育室の数は、学級数以上であること。</li> </ul>	
室	室				
小 計 (満3歳以上の園児が利用するもの)	※ ( 室)				
調 理 室 (調理設備) ① 食事提供園児 <input type="checkbox"/> 全ての園児 <input type="checkbox"/> 保育を必要とする子どもに該当する園児  ② 調理場所 <input type="checkbox"/> 自園調理 <input type="checkbox"/> 外部搬入 <input type="checkbox"/> 調理設備	室	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>①及び②で該当する部分にチェックを入れること。</li> <li>②で「外部搬入」にチェックを入れた場合は、「満3歳以上の園児に対する外部搬入実施に関する調書（様式第10号）」を作成し提出すること。</li> <li>食事の提供を行う人数が20人未満のため調理室を設置しない場合は、②で「調理設備」にチェックを入れ、「自園調理により食事を提供する園児が20人に満たない場合の調理設備に関する調書（様式第11号）」を作成し提出すること。</li> <li>他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> <li>調理は 予め作成された 立によって行うこと。</li> </ul>	
所	所		<input type="checkbox"/> 1階 <input type="checkbox"/> 2階 <input type="checkbox"/> 3階以上		<ul style="list-style-type: none"> <li>設置階にチェックを入れること。</li> <li>2階以上に設置する場合は、「施設設備調書（様式第8号、第9号）」を作成し提出すること。</li> </ul>
料 用 設 備	所		/		<ul style="list-style-type: none"> <li>他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> <li>料 用設備は、 用設備又は 用設備と区別して備えること。</li> </ul>
用 設 備	所				
用 設 備	所				
そ の 他	室	/		<ul style="list-style-type: none"> <li>他の施設と兼ねる場合は、その概要がわかる書類を添付すること。</li> </ul>	
合 計					

### 3 園具及び教具の状

※園で所有する園具及び教具が確認できる一覧表等（様式自 ）を添付すること。

### 4 幼保連携型認定こども園である の掲 に関する事項

(掲 を行う場所)

(掲 内容)

施設整備調書

1 園 及び保育室等

	認 可 基 準 面 積										
<p>園 基 準 ( ) (A)</p>	<p>○園 の面積基準 学級数に じた面積 (下の表による) と満3歳未満の園児数に じ算定した面積の合計 ・学級数 ( ) ク ス ( )、</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">学級数</th> <th style="width: 10%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級</td> <td>320</td> </tr> <tr> <td>3学級</td> <td>420</td> </tr> <tr> <td>4学級以上</td> <td>1学級ごとに100 加</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(D) ( ) = <input style="width: 100px;" type="text"/> (A)</p> <p style="text-align: right;">園 の面積: <input style="width: 150px;" type="text"/> ( )</p>	学級数	面積	1学級	180	2学級	320	3学級	420	4学級以上	1学級ごとに100 加
学級数	面積										
1学級	180										
2学級	320										
3学級	420										
4学級以上	1学級ごとに100 加										
<p>※保育所の 移行特例 基 準 ( ) (A )</p>	<p>○特例基準 園児数に じ算定した 室面積の合計⇒ (B) (C) ( ) = <input style="width: 100px;" type="text"/> (A )</p>										
<p>乳児室又は く室 基 準 ( ) (B) ( ) (C)</p>	<p>○乳児室の面積基準 (満2歳未満で くしない園児数) × 3 3 ( ) 人 × 3 3 = <input style="width: 100px;" type="text"/> (B) 乳児室の面積: <input style="width: 150px;" type="text"/> ( )</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>○ く室の面積基準 (満2歳未満で くする園児数) × 3 3 ( ) 人 × 3 3 = <input style="width: 100px;" type="text"/> (C) く室の面積: <input style="width: 150px;" type="text"/> ( )</p> <p style="text-align: right;">(B) (C) = <input style="width: 150px;" type="text"/> (D)</p>										
<p>保育室又は 室 基 準 ( ) ( ) (※幼稚園の 移行特例によ り、この基準は 要となる。) ( ) ( )</p>	<p>○保育室又は 室の面積基準 (満2歳以上の園児数) × 1 9 8 ( ) 人 × 1 9 8 = <input style="width: 100px;" type="text"/> ( )</p> <p>・満3歳以上の園児に係る保育室の数 ( ) 室 ( )</p> <p style="text-align: right;">保育室等の面積: <input style="width: 150px;" type="text"/> ( )</p> <p>○園 の面積基準の計算に使用する部分 (満2歳以上3歳未満の園児数) × 1 9 8 ( ) 人 × 1 9 8 = <input style="width: 100px;" type="text"/> ( )</p>										

2 園庭

	認 可 基 準 面 積										
<p>園庭基準 ( ) ( )</p>	<p>○園庭の面積基準</p> <p>学級数に じた面積 (①) と満3歳以上の園児数に じ算定した面積 (②) のうち きいもの (③) と、満2歳以上満3歳未満の園児数に じ算定した面積 (④) の合計</p> <p>・学級数に じた面積 <u>学級数 ( ) クラス</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">学級数</th> <th style="width: 50%;">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>330</td> </tr> <tr> <td>2学級</td> <td>360</td> </tr> <tr> <td>3学級</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td>4学級以上</td> <td>1学級ごとに80 加</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">= _____ (①)</p> <p>・満3歳以上の園児に じ算定した面積 (満3歳以上の園児数) × 33 ( _____ 人) × 33 = _____ (②)</p> <p style="text-align: right;">(①) と (②) を して きい面積 = _____ (③)</p> <p>・満2歳以上満3歳未満の園児数に じ算定した面積 (満2歳以上満3歳未満の園児数) × 33 ( _____ 人) × 33 = _____ (④)</p> <p style="text-align: right;">(③) (④) = _____ ( )</p> <p>園 と同一の 地内又は 接する位置に設ける園庭の面積 : _____ ( )</p>	学級数	面積	1学級	330	2学級	360	3学級	400	4学級以上	1学級ごとに80 加
学級数	面積										
1学級	330										
2学級	360										
3学級	400										
4学級以上	1学級ごとに80 加										
<p>※幼稚園の移行特例基準 ( ) ( )</p>	<p>○特例基準</p> <p>学級数に じた面積 (①) と満2歳以上満3歳未満の園児数に じ算定した面積 (④) を合計した面積</p> <p>(①) (④) = _____ ( )</p>										
<p>※保育所の移行特例基準 ( ) ( )</p>	<p>○特例基準</p> <p>満2歳以上の園児数に じ算定した面積 (満2歳以上の園児数) × 33 ( _____ 人) × 33 = _____ ( )</p>										
<p>※幼稚園・保育所の移行特例基準 (幼稚園) ( ) ( ) (保育所)</p>	<p>○特例基準</p> <p>園 と同一の 地内又は 接する位置に設ける園庭の面積 ( ) が (①) 又は (②) の面積以上である場合 ( ) (①) 又は (②) ※ で、追加の園庭を設ける場所について、①園児が 全に移動できる②園児が 全に利用できる③園児が日常的に利用できる④教育及び保育の適切な利用が可能な場所であること。(※幼稚園は (①)、保育所は (②) を適用)</p> <p>( ) _____ ( ) 追加する園庭の面積 _____ = _____ ( )</p>										

施設設備調書（保育室等を 2 階に設置する場合）

（確認事項）

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転 事 を する ための 等の設備が設けられていること。	
2	建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 2 条第 9 号の 2 に規定する <u>      </u> 建築 物であること。 ※保育所からの移行特例を適用する場合、下線部を「      建築物又は同条第 9 条 の 3 に規定する準      建築物（同号      に該当するものを      く。）」とすること。	
3	常用の 内階 又は 外階 が設けられていること。	
4	次に掲げる 用の設備のうち <u>いずれか 1 以上</u> の設備が設けられていること。 ① 内階（建築基準法上の 階 で次の条件を満たすもの） ・ 1 階から 2 階までの部分について、 内と階 室とが、バル      ー又は付室を 通じて連絡していること ・階 室・バル      ー・付室は開 部・      ・出入り を き      の で囲む こと ・階 室及び付室の      ・ の室内面は、下地・ 上げを      料ですること ・ 内からバル      ー又は付室に通じる出入り は特定      設備とすること ・バル      ー又は付室から階 室に通じる出入り は      設備とすること ② 上有効なバル      ー ③ 建築基準法第 2 条第 7 号の 2 に規定する準      の 外      又は非常用 のり ④ 外階	
5 ※幼稚園 から移行 する場合	園児の      上必要設備を備えること。	

※ 1 施設の状 について、項目ごと（幼稚園（幼稚園型認定こども園を含む。）から移行する場合は項目 2 及び 5）に内容に適合しているか確認すること。

※ 2 確認、確認欄に○を付し、項目 4 については該当する番号を記入すること。

※ 3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること。

施設設備調書（保育室等を3階以上に設置する場合）

（確認事項）

項目	内 容	確認欄
1	保育室等その他園児が出入りし、又は通行する場所に、園児の転 事 を するた めの 等の設備が設けられていること。	
2	常用の 内階 又は 外階 が設けられていること。 ・ 内階 は建築基準法上の 階 又は特別 階 であること ・ 保育室等が4階以上の場合、 外階 は建築基準法上の 外 階 であること	
3	次に掲げる 用の設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 内階（建築基準法上の 階 で次の条件を満たすもの又は特別 階 ） ・ 1階から3階（保育室等が4階以上の場合には保育室等が設けられている階）までの 部分について、 内と階 室とが、バル ー又は付室を通じて連絡していること ・ 保育室等が4階以上の場合、バル ー又は付室には外 に かって開くことので きる 又は 設備（特別 階 に設置するものその他有効に できるもの） を有すること ・階 室・バル ー・付室は開 部・ 出入り を き の で囲むこと ・階 室及び付室の の室内面は、下地・ 上げを 料ですること ・ 内からバル ー又は付室に通じる出入り は特定 設備とすること ・バル ー又は付室から階 室に通じる出入り は 設備とすること ② 建築基準法第2条第7号に規定する の 外 又はこれに準ずる設備 ※保育室等が4階以上の場合、 の 外 のみ ③ 外階 ※保育室等が4階以上の場合、建築基準法上の 外 階 であること	
4	項目2及び3に掲げる設備が 上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分 から当該設備に る 行 が30 ー ル以下となるように設けられていること。	
5	調理室に次に掲げる設備のうち <u>いずれか1以上</u> の設備が設けられていること。 ① 調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する の 若しくは 又は建 築基準法施行令第112条第1項に規定する特定 設備で区画されるとともに、換 、 又は の設備の が、当該 若しくは を 通する部分又はこれに 接 する部分に 上有効に ーが設けられていること。 ② スプ ーク ー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられているこ と。 ③ 調理用 具の種類に じて有効な自動 置が設けられ、かつ、当該調理室の外 部 の を するために必要な 置が講じられていること。	
6	及び の室内に面する部分の 上げを 料でしていること。	
7	非常 報 具又は非常 報設備及び 機関 を通報する設備が設けられている こと。	
8	ー 、 物、建具等で可 のものについて 理が施されていること。	
9	満3歳未満の園児の用に供するものであること（ 則）。	

※1 施設の状 について、項目ごと（項目3及び5については、該当する番号を記載すること。）に内容  
に適合しているか確認すること。

※2 確認 、確認欄に○を付すこと。

※3 各項目について証明する写真や書類等の写しを添付すること。

満3歳以上の園児に対する外部搬入実施に関する調書

(確認事項)

項目	内 容	確認欄
1	園児に対する食事の提供の責任が当該幼保連携型認定こども園にあり、その管理者が、生面、栄養面等業務上必要な注意を払うことができるような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。	
2	当該幼保連携型認定こども園又は他の施設、市（保健所を含む。）等に在籍する栄養士により、立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配給が行われること。 ※指導を受ける栄養士の氏名及び所	
3	調理業務の受託者を、当該幼保連携型認定こども園における給食の提供を十分に認し、生面、栄養面等調理業務を適切に行うことができる能力を有する者とする。こと。	
4	園児の年齢及び発達段階並びに状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アレルギー等 等の配給、必要な栄養量の給食等、園児の食事の内容、回数及び時機に適切に行うことができること。	
5	食を通じた子どもの全育成を図る観点から、園児の発達及び成長の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。	
6	必要な調理のための加圧、保温等の調理機能を有する設備を備えること。	

※1 満3歳以上の園児に対する食事の外部搬入業務の内容について、項目ごとに内容と合致しているか確認すること。  
確認欄、確認欄に○を付すこと。

(必要な調理のための加圧、保温等の調理機能を有する設備について)

(調理機能を有する設備の概要)

※2 受託業者との契約書の写し又は案を添付すること。  
 ※3 設備の概要がわかる資料（写真等）を添付すること。

## 自園調理により食事を提供する園児が 20 人に満たない場合の 調理設備に関する調書

### (確認事項)

幼保連携型認定こども園においてその園内で調理する方法(自園調理)により食事の提供を行う園児数(1号認定子どもの数を含む。)が20人に満たないため、調理室を設置しない場合は、設置する調理設備について、以下の欄に記載すること。

(自園調理を行うために必要な調理設備について)

(自園調理を行うために必要な調理設備の概要)

--

※調理設備の概要がわかる資料(写真等)を添付すること。

## 運営に関する計画書

平成 年 月 日現在

1 幼保連携型認定こども園の設置目的

2 開設の時期 平成 年 月 日

3 教育 数・開所 日・開所時間・ 園日

教育 数				※39 以上とすること。
開所 日	保育を必要とする子ども以外の子ども	日 ・ 月 ・ ・ ・ ・ 土		
	保育を必要とする子ども	日 ・ 月 ・ ・ ・ ・ 土		
開所時間	保育を必要とする子ども以外の子ども	平 日	時 分	時 分
		土 日	時 分	時 分
		日 日	時 分	時 分
	保育を必要とする子ども	平 日	時 分	時 分
		土 日	時 分	時 分
		日 日	時 分	時 分
園 日	(長期 業日)			
	( 日等の 業日)			

#### 4 子育て支援事業計画

##### 実施する事業の概要

事業名	事業内容	実施日数 及び時間	対 者	料	実施場所

※子育て支援事業の実施に当たり配 する事項

- ①子育てを自ら実 する の 上を積 的に支援するものであること
- ②地域における教育及び保育に対する 要に らし必要なものであること
- ③地域の人 、 資 の 用を図るよう められていること
- ④保護者の要請に じ適切に提供し得る体制で行うこと

#### 5 給食の提供方法について

( 立の配付 期 ( 月・1か月単位等)、園児の ル ー等の状 又は食育の実施等、給食の提供方法に関する事項)

※ め定められた 立によって調理が行われるよう、計画を作成すること。

6 職員又は職員であった者が 当な理 なくその業務に関して知り得た ことを 知らせること  
がないよう講じる必要な 措置の概要

(研修の実施 定、 用契約に 業務を する条項を設ける等、 措置の概要)

7 園児又はその保護者等からの 情報に かつ適切に対 するために講じる 措置の概要

(受付 の開設時間、 情報受付担当者・ 情報 担当者等の設定、 情報 の 等)

※上記の 措置の内容に、 情報を受け付けた場合に当該 情報の内容等を記録することを含めること。

## 教育及び保育に従事する職員の研修計画

### 1 目的

### 2 研修の主な内容

(1) 園長、副園長（教頭）

(2) 保育教諭等

(3) その他の職員

### 3 研修の実施方法

平成 年 研修計画表

	研 修 内 容 等	研 修 実 施 機 関	対 職 員
4月			
5月			
6月			
7月			
8月			
9月			
10月			
11月			
12月			
1月			
2月			
3月			